

- 費用の記載がないものは、すべて無料です。
- 郵送先は特に記載がない場合、〒342-8501(住所不要)です。
- ファクスは、FAX共通と記載されている場合、市役所共通 FAX981・5392です。
- 参加時はマスク着用の上、主催者の指示に従ってください。



木造住宅の耐震化 に関する補助金

市では、職員による木造住宅の無料簡易耐震診断を行っています。耐震不足と判断された場合には、建築士による耐震診断やその後の耐震改修に補助金を交付しています。ぜひご利用ください。

また、令和4年度より高齢者(65歳以上)が居住する住宅の耐震改修を行う場合は、補助金の増額を行います。

えせ同和行為を排除しましょう — 埼玉えせ同和行為対策強化月間 —

本市を含む埼玉12市町では、毎年4月を「埼玉えせ同和行為対策強化月間」と定め、同和問題の正しい理解の妨げとなっている「えせ同和行為」の排除を呼びかけています。

「えせ同和行為」とは

同和問題の解決を口実に、個人、企業、行政機関などに対して「図書等物品購入の強要」や「寄附金・賛助金の強要」など、不法・不当な行為や要求をすることです。

このような行為は、要求を受けた人が被害に遭うだけでなく、同和問題に対する誤った認識を植えつけ、新たな偏見や差別意識を生む要因となり、同和問題解決の大きな阻害要因となる許されない行為です。

えせ同和行為は断固拒否しましょう

えせ同和行為の要求に応じる必要はありません。その場しのぎの安易な対応は、かえって相手につけ込まれます。終始、き然とした態度で断固拒否し、えせ同和行為を排除しましょう。

同和問題(部落差別)に関する正しい理解を深めましょう

同和問題とは、同和地区(被差別部落)に「住んでいる」あるいは「生まれた」ということを理由とした不合理な偏見により、結婚や就職、日常生活などの面で差別を受け、基本的人権が侵害されるという、日本の歴史の中で生み出され、現在もなお存在する我が国固有の重大な人権問題です。埼玉12市町では「部落差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、同和問題の正しい理解が図られるよう、人権教育・啓発活動を推進しています。



問合せ:市民参加推進課 ☎982・9458 FAX共通

対象:昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅
問合せ:都市計画課 ☎982・9885 FAX共通

子育て世帯への臨時特別給付金の申請期限が迫っています

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援するための給付金を支給します。対象となる可能性のある方には順次通知を送付しています。

また、現にお子さんを養育しているにもかかわらず本給付金を受け取れていない方に対して支給できるよう制度が改正されました。

申請期限:4月28日
支給内容:対象児童1人あたり一律10万円

申請が必要な方:①令和3年9月30日時点で高校生(平成15年4月2日〜平成18年4月1日生まれの児童)を監護し、所得が児童手当(本則給付)と同程度未満である保護者の方②令和

3年10月1日〜令和4年3月31日に生まれた児童分の児童手当(本則給付)の受給者の方
③令和4年2月28日時点において離婚などにより新たに対象児童を養育している方
※受給要件・申請方法の詳細は子育て支援課までお問い合わせください。
問合せ:子育て支援課 ☎982・9529 FAX共通

住宅改修工事費の一部を助成します

市内事業者の発展のため、市内施工業者を利用した住宅改修工事費の一部を助成します。



※住宅の省エネルギー化を目的とした改修工事も含みます。
受付期間:6月1日(月)〜30日(木)
補助金額:工事額(税別)の10パーセント(千円未満切り捨て、上限10万円)
対象:市内に本店などを有する施工業者が行う20万円(税別)以上の改修工事(営業所・支店)

の場合は、書類一式が市内の店舗から発行されることが条件)
※申し込み多数時は抽選。

申込・問合せ:所定の事前申込書(商工課、市ホームページで入手可)を直接または郵送(必着)で商工課へ ☎982・9697 FAX共通



令和4年度合併浄化槽設置補助金制度

単独浄化槽またはくみ取り便槽を合併浄化槽に入れ替える方に補助金を交付します。

補助限度額:「5人槽」64万2000円「7人槽」72万4000円「10人槽」85万8000円
対象:市街化調整区域(農業集落排水事業区域を除く)※新築家屋などは除く。

申込・問合せ:設置工事の着工前に申請書および添付書類を直接または郵送で環境課へ ☎982・9698 FAX共通
※先着順。必要書類がすべてそろった場合のみ受け付けます。詳細は市ホームページを確認してください。

